

平成 28 年 4 月から市役所の組織が変わります

本庁と支所の組織分担や職員の業務分担などを見直し、市民の皆様が利用しやすい効果的及び効率的な体制づくりを図ります。なお、表は変更のあった課のみをお知らせしています。

本庁				
新		旧		
港湾商工課	港湾振興係	港湾商工課	港湾振興係	
	企業立地推進係		企業立地推進係	
	商工振興係		商工振興係	
	観光係		観光物産係	
農政畜産課	特産品係	農政課	観光物産係	
	農政係		農政係	
	生産流通係		生産流通係	
	茶業振興係		茶業振興係	
	畑かん推進係		畑かん推進係	
	畜産管理係		畜産課	畜産管理係
	畜産指導係			畜産指導係

- 港湾商工課の観光物産係を観光係と特産品係とします。
- 農政課と畜産課を統合し、農政畜産課とします。

松山支所			
新		旧	
総務市民課	総務係	地域振興課	総務係
	地域振興係		地域振興係
	税務係	市民課	税務係
	市民係		市民係
	福祉係		福祉係
	保健係		保健係

●地域振興課と市民課を統合し、総務市民課とします。

■問い合わせ先：総務課 行政改革推進係

TEL：474-1111（内線 232）

ご当地ナンバープレートの希望ナンバーを募集します

4月24日から、希望される方の原動機付自転車（総排気量 50cc以下・90cc以下・125cc以下）に交付を開始するご当地ナンバープレートの希望ナンバーを次のとおり募集します。

◆対象希望ナンバー

種別	プレート色	文字	ナンバー
50cc以下	白	S	1～1000
90cc以下	黄	A	1～100
125cc以下	桃	M	1～100

※発行できない番号がありますので確認してください。なお、4月25日以降は未交付の中から希望するナンバーを選べます。

◆募集期間：2月15日（月）～3月30日（水）まで

◆応募条件：志布志市で交付対象の原動機付自転車を登録済み、または5月30日までに登録できる方

◆応募方法：市役所本庁・各支所税務係窓口での申し込みまたは市ホームページ専用コーナーからも申し込みできます。

◆結果通知・交付開始日：4月に抽選を行い、結果は応募者全員に通知します。



例：50cc以下用

■問い合わせ先：税務課 市民税係 TEL：474-1111（内線 142・143）

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護保険制度改革に伴い、現在、要支援1・2の認定を受けた方に提供されている「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」は、市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することとなりました。

全ての市町村が、平成29年4月までに総合事業を実施することとされていますが、志布志市では、平成28年3月から実施します。

◆総合事業の特徴

●多様な主体により多様なサービスを展開

高齢者を含めた幅広い世代に市民、ボランティア、事業者など、さまざまな人や団体の活動を支援しながら、高齢者に対するサービスを充実していきます。

●社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進

「心身機能」だけでなく、「参加」「活動」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が地域の中での役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続できることを目指します。

◆総合事業のサービスの種類

種類	種類	内容
訪問型サービス	従来の介護予防訪問介護と同じサービス	従来の介護予防訪問介護を、総合事業に移行したサービス（支援内容、利用料はこれまで同様）
	従来の介護予防通所介護と同じサービス	従来の介護予防通所介護を、総合事業に移行したサービス（支援内容、利用料はこれまで同様）
通所型サービス	通所型サービスA	運動機能向上を中心とした通所型介護サービス
	短期集中型通所サービス	運動機能向上を中心とした3か月間の短期集中プログラム

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の要支援者に対するサービス（介護予防福祉用具貸与や介護予防訪問看護など）は変更ありません。

◆総合事業を利用できる方

●要支援1・2の方、または基本チェックリストにより総合事業対象者に該当した高齢者

●第2号被保険者（40歳～64歳）は、要支援認定を受ける必要があります。

●総合事業以外の介護保険のサービス（福祉用具貸与など）を利用する場合は、要支援認定が必要です。

※現在、要支援1・2の方：現在、要支援1・2の方で介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を利用している方は、3月以降、要介護認定の更新の際に総合事業に移行します。ご本人の意向を心身の状態を踏まえながら、地域包括支援センターの職員や担当のケアマネージャーと相談し、必要な方は、介護予防訪問介護や介護予防通所介護と同様のサービスがご利用いただけます。

現在、介護予防訪問介護や介護予防通所介護のサービスを利用していない方で、新たに訪問型・通所型のサービスを利用したい場合も地域包括支援センターや担当のケアマネージャーにご相談ください。

※お元気な高齢者の方：65歳以上の方が参加できる健康づくりや介護予防事業を実施しています。また、サロンやボランティア活動などの身近な地域の活動に参加したり、地域の高齢者を支える活動に参加することもできます。

■問い合わせ先：保健課 介護保険係 TEL：474-1111（内線 162・163）